

鳥栖市告示第44号

当市に住民登録している下記の者について、調査の結果、居住していないことを確認したため、住民基本台帳法第8条及び同法施行令第12条第1項の規定により、住民票を令和8年8月14日付で消除したので、同条第4項後段の規定により告示する。

令和8年8月14日

鳥栖市長 向門 慶人

記

氏 名	住 所
立石 勝也	江島町2116番地

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鳥栖市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥栖市を被告として（訴訟において鳥栖市を代表する者は鳥栖市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経

過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

鳥栖市告示第45号

当市に住民登録している下記の者について、調査の結果、居住していないことを確認したため、住民基本台帳法第8条及び同法施行令第12条第1項の規定により、住民票を令和8年8月14日付で消除したので、同条第4項後段の規定により告示する。

令和8年8月14日

鳥栖市長 向門 慶人

記

氏 名	住 所
佐々木 薫	永吉町340番地
松田 昌啓	弥生が丘2丁目14番地 ヴィラ花水木201
中元 竜星	神辺町539番地23
藤岡 賢児	養父町74番地14 邦永ハイツ611
久保田 遼音	宿町942番地1 ディアベルジュI104
岩谷 俊廣	村田町672番地3 光陽コーポレーション206

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鳥栖市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥栖市を被告として（訴訟において鳥栖市を代表する者は鳥栖市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。